

05 静保健介第 746 号

令和 5 年 5 月 15 日

夜間対応型訪問介護事業所 管理者 様  
小規模多機能型居宅介護事業所 管理者 様

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課  
事業者指導担当課長

新型コロナウイルス感染症に係る静岡市独自報酬基準の取扱いについて（通知）

日頃より、本市の介護保険事業運営に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、令和 2 年 3 月 2 日付け 31 静保健介第 5527 号にて、本市における新型コロナウイルス感染症に係る静岡市独自報酬基準の取扱いについてお示しし、令和 2 年 3 月 30 日付け 31 静保健介第 6116 号にて、令和 2 年 4 月 1 日から当面の間、31 静保健介第 5527 号の取扱いを有効なものとしてきました。

しかしながら、令和 5 年 5 月 8 日より、感染症法における新型コロナウイルス感染症の位置づけが 5 類へ変更され、行動制限等が緩和されたことから、本市の取扱いについて、下記のとおり変更いたします。

なお、本通知は独自報酬加算を算定していない事業所にも発送していることを申し添えます。

## 記

### 1 令和 5 年 5 月 8 日以降（5 類移行後）の取扱いについて

#### (1) 静岡市独自報酬基準のうち、人員配置を評価する基準について

特例措置（新型コロナウイルス感染症に伴い、学校が休校等になることにより、一時的に独自報酬基準で定める人員配置が算定要件を満たさなくなる場合について、有資格者等の割合の計算の際、当該職員を除外して算出してもよい。）を当面の間、継続します。

#### (2) 小規模多機能型居宅介護 要件（2）について

「登録者でない地域の住民が気軽に事業所に立ち寄り、利用者と交流することができる仕組みを設けること（2月に1回以上地域住民も参加する行事の開催など）」について、特例措置（当該加算の趣旨に準ずる取組みを実施している事業所については、行事等の開催の有無を問わず、一時的な措置として算定を認める。）を令和 5 年 5 月 31 日をもって終了します。

#### 4 その他

- (1) 本通知の内容は静岡市の解釈であるため、利用者が他市町村の被保険者である場合には各保険者に確認してください。
- (2) 本取扱いは現時点での判断であり、今後状況により変更する場合があります。
- (3) 参考資料
  - ・31 静保健介第 5527 号「新型コロナウイルス感染症に係る静岡市独自報酬基準の取扱いについて（通知）」
  - ・31 静保健介第 6116 号「新型コロナウイルス感染症に係る静岡市独自報酬基準の令和 4 年 2 月以降の取扱いについて（通知）」

<問い合わせ先>

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部  
介護保険課事業者指導第 1 係 竹下  
電話：054-221-1088  
FAX：054-221-1298